

続 ストップ 大 阪 都 構 想 ②

立命館大学教授 森 裕之



「特別区」

の財政構造に欠陥

権限・財源の収奪

かつて橋下徹氏は「大阪都構想」で大阪府が持っている権限、力、お金をむしり取る」と発言した(2011年6月29日)。これが「大阪都構想」の本質である。

大阪市が廃止・分割されれば、強大な権限を持つ政令指定都市ではなくなる。例えば、大阪市の重要な都市計画権限が大阪府に奪われる。大

阪市(4特別区)は大阪港の開発や都市計画区域の決定ができなくなり、それを大阪府へ移譲することになる。大阪市民がカシノ建設に反対だとしても、その決定は大阪府が行うことになるのだ。大都市特有の医療・福祉・教育・産業政策なども同じで、それらは大阪府へと移管される。

権限移譲にともなう、大阪府から大阪府へ膨大な財源も移る。大阪府のもつ8600億円もの一般財源(地方税等)のうち、5700億円(66%)が大阪府の財源となってしまう(2016年度決算)。大阪市民はいままで自分たちのお金を自由に使ってきたが、「大阪都構想」ではその3分の2を別団体に上納するのである。しかし、これでは大阪府(4特別区)はまったく行政サービスができません。大阪府から8500億円程度の交付金が渡されることになる。賛成派はこの交付金によって、特別区に分散された行政サービスができるので、「大阪都構想」には問題がないと主張する。

必定のサービス低下

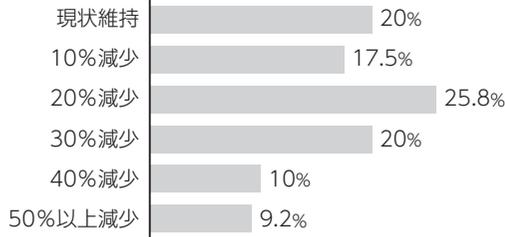
しかし、特別区の財政は年々度を追ってひっ迫していき、それが医療や福祉に直接影響を及ぼすのは間違いない。大阪府からの交付金は大阪府議会で毎年度決定されるので、「住民サービスを低下させない」などと決して約束できない。議会は、その時々情勢に合わせて予算を決定することが任務であるからだ。

財政にかぎらず、区役所体制や行政権限の配分なども全て現時点での計画。例えば、現在の24行政区の区役所はそのまま「地域自治区」のものとして一定の事務事業を分掌するとしているが、これも財政負担から早晩再編されていくのは必至である。賛成派の

「これで大丈夫」というのは「大阪都構想」の実現当初のものであり、その後は大阪府の意向にしたがうしかない。財政は確実にひっ迫する。大阪府は大阪市から奪った都市計画や開発の権限を行使し、夢洲開発やカシノ建設を推し進めることを公言している。これらの巨大プロジェクトには多額の地方債が発行され、後年度にその債務償還費が大阪府の一般財源の負担となる。そのため、大阪府そのものの財政負担が重くなり、それによって特別区の交付金が削られるのは必至である。

自分の金を親に渡し、そこから生活費を親にもらっていた子どもが、親のギャンブルによって生活費さえ貰えなくなっていく状況と同じだ。特別

コロナ禍での技工所の売り上げについて



大阪府歯科技工士会(府技)がコロナ禍での経営状況について府技会員に行ったアンケート(8月中旬実施)から、売り上げが30%以上減少している事業所が約4割にのぼることが明らかになった。319人に送付し回答は121件(回答率38%)。

コロナ禍(4月~8月)の技工所の売り上げ状況では、「現状維持」20%、「10%減少」17.5%、「20%減少」25.8%、「30%減少」20%、「40%減少」10%、「50%以上減少」9.2%だった。新型コロナウイルス感染症に伴う支援制度の申請状況は、「持続化給付金」22.5%、「雇用調整助成金」37.5%、「新型コロナウイルス特別貸付融資」43.3%となっている。

売上30%以上減 4割占める 大阪府歯科技工士会 会員アンケート

20年4月改定で保険の適用範囲が拡大されたCAD/CAMシステムに関する、CAD/CAMシステムの導入の意向について、導入を「考えている」5.1%、「考えていない」54.2%、「保有している」40.7%だった。チタン製造機よりも保有率が高いが、新たに導入する技工所は少ないようだ。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響で収入が減少した事業者が、従業員に休業手当を支給して休業等を行った場合に、休業手当相当額等を助成する「雇用調整助成金(特例措置)」の対象期間が、2022年12月末まで延長された。

大阪府歯科保険医協会が運営する 求人情報サイト

協会ホームページから簡単申し込み
掲載料は3カ月で1万円!
費用は掲載料のみ
スマホからの申し込みも可!
更新は毎月15日

掲載は会員限定

詳細は <http://osk-net.org/job/>

※協会は情報提供のみで条件の交渉等は当事者間をお願い致します。

参加ご希望の方は、必ず事前にお申し込み下さい。M&Dホールは保険医会館東隣りです。

協会行事案内

お申し込みは 電話 06-6568-7731
HP osk-net.org ファクス 06-6568-0564

無料相談

法律 11月2日(月) 午後2時~4時
税務 11月18日(水) 午後2時~5時
雇用 11月19日(木) 午後2時~4時

※会場は保険医会館。1週間前までに要申し込み

未入会者とは、会員院所に勤める未入会勤務医です
※協会行事などを本紙等で報道・紹介するため、講習会などの写真で個人が特定されることがありますが、趣旨をご理解の上、ご了承ください。また、講習会でのビデオ撮影や録音はお断りします。

協会行事案内

11月度生涯研修
歯科開業医のための摂食・嚥下リハビリテーション(仮題)

日時 11月22日(日) 午前10時~午後1時
会場 M&Dホール(保険医会館東隣り)
講師 林宏和氏(林歯科医院副院長)
会費 会員3千円、未入会者1万円 定員 60人

新規指導対策講習会 / 「歯初診」に係る施設基準研修会
新規開業医・開業準備のための新規個別指導対策(院内感染防止対策に係る研修含む)

日時 11月14日(土) 午後6時半~午後9時
会場 保険医会館5階
講師 社保研究会講師団
会費 無料、施設基準研修会修了証発行希望者は千円 定員 50人

持参物 第一部「カルテ記載を中心とした指導対策テキスト(2017年8月版)」、第二部「絵で見る色でわかる歯科の院内感染防止対策」
※第一部で新規指導対策講習会、第二部で院内感染防止対策に係る施設基準研修会

三島地区講習会
口腔機能低下症への対応~保険診療での実践に向けて

日時 11月7日(土) 午後7時00分~午後8時30分
会場 高槻市生涯学習センター1研修室
講師 貴島真佐子氏(わかくさ童間リハビリテーション病院診療部歯科科長)
会費 無料 定員 20人

雇用管理の基礎知識と募集・採用のポイント
をグループワークで事例検討

日時 11月7日(土) 午後2時30分~5時
11月8日(日) 午前10時~午後4時
会場 保険医会館5階
講師 堀口正二氏(社会保険労務士)
会費 一人につき5千円(2日分) 定員 20人